

Ⅲ 学芸員について

本学における対応状況

★：①②大学において、博物館に関する科目の単位を修得する場合
★★★：③資格認定試験の場合

学芸員は、「博物館法」に定められた、博物館に置かれる専門的職員です。博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業について専門的な職務に従事します。

学芸員の資格取得には、主として次のいずれかに該当する必要があります。

参考法令＜博物館法第5条＞

- ① 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
- ② 学芸員補の資格を有する者で、3年以上学芸員補の職にあったもの
- ③ 学芸員資格認定（試験認定又は審査認定）に合格すること

上記①②の場合、「博物館に関する科目」の単位を修得する必要があります。放送大学では「博物館に関する科目」のうち一部を履修することができます。③の資格認定（試験認定）の試験科目に相当する科目についても、一部の単位を修得し、試験科目の免除申請を行うことができます。

なお、学芸員補の資格は、次のいずれかに該当する必要があります。

参考法令＜博物館法第6条＞

- A. 短期大学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
- B. Aと同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者

（注意）2012年4月に改正「博物館法施行規則」が施行され、資格取得に必要な科目・単位数が変更になりました。 ※改正についての詳細は、文化庁のウェブサイトを参照又は文化庁にお問い合わせください。

博物館法施行規則改正に伴う新旧比較表

博物館に関する科目（大学において履修する科目）

2011年度まで		2012年度より	
旧科目		新科目	
生涯学習概論	1単位	生涯学習概論	2単位
博物館概論	2単位	博物館概論	2単位
博物館経営論	1単位	博物館経営論	2単位
博物館資料論	2単位	博物館資料論	2単位
		博物館資料保存論	2単位
		博物館展示論	2単位
博物館情報論	1単位	博物館情報・メディア論	2単位
視聴覚教育メディア論	1単位	博物館教育論	2単位
教育学概論	1単位	博物館実習	3単位
博物館実習	3単位		

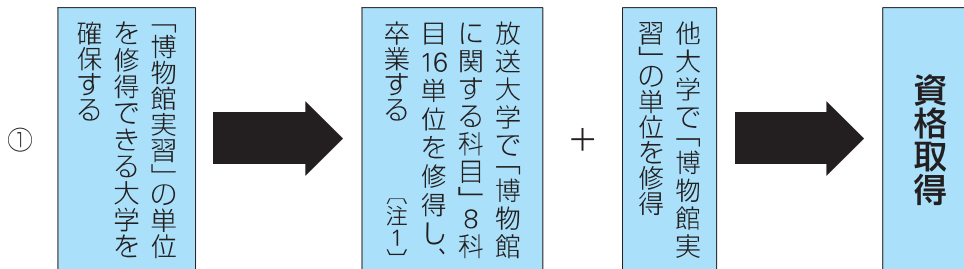
資格認定（試験認定）の試験科目

2011年度まで	2012年度より
旧試験科目	新試験科目
生涯学習概論	生涯学習概論
博物館学	博物館概論
	博物館経営論
	博物館資料論
	博物館資料保存論
	博物館展示論
視聴覚教育メディア論	博物館情報・メディア論
教育学概論	博物館教育論

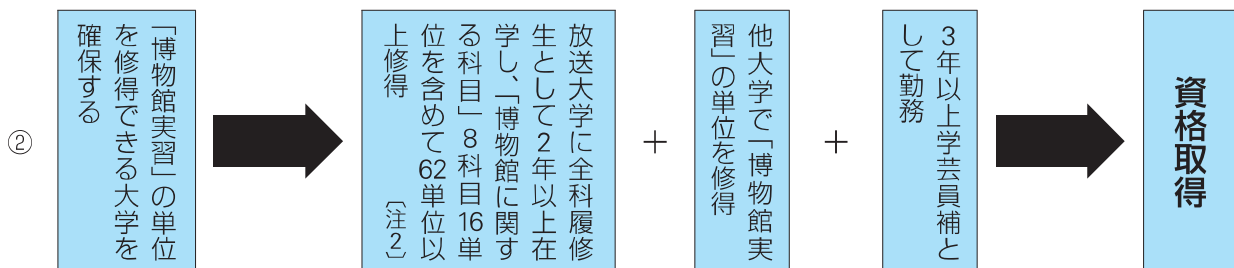
（注意）上記の新旧科目表は「読み替え表」ではありません。放送大学における対応科目の読み替えについては、放送大学ウェブサイトでご確認ください。

①②大学において、博物館に関する科目の単位を修得する場合

放送大学を利用して「博物館に関する科目」の単位を修得して資格を取得する場合の流れは、以下の図のとおりです。



〔注1〕既に他の大学を卒業している場合には、「博物館に関する科目」の単位のみ修得すればよい。



〔注2〕短期大学士を有する場合や、既に他の大学で2年以上在学し、62単位以上修得している場合には、「博物館に関する科目」の単位のみ修得すればよい。

放送大学の対応科目は下表のとおりです。学芸員の資格を取得するためには、9科目 19単位の修得が必要ですが、**放送大学では「博物館実習」を開講していませんので、本学だけで学芸員の資格を取得することはできません。**したがって、「博物館実習」については他の大学で履修する必要がありますが、現状として、「博物館実習」のみを履修できる大学は限られています。 → P46 の Q16 ～ Q18 参照

参考法令＜博物館法施行規則第1条＞

文部科学省令に定める科目及び単位数		放送大学における対応科目	
生涯学習概論	2単位	生涯学習を考える（'17）〔注3〕	☑
博物館概論	2単位	博物館概論（'23）	☑
博物館経営論	2単位	博物館経営論（'23）	☑
博物館資料論	2単位	博物館資料論（'25）〔注3〕	☑
博物館資料保存論	2単位	博物館資料保存論（'25）	☑
博物館展示論	2単位	博物館展示論（'25）	☑
博物館教育論	2単位	博物館教育論（'22）	☑
博物館情報・メディア論	2単位	博物館情報・メディア論（'25）	☑
博物館実習	3単位		

空欄の箇所は、該当科目がありません。

科目区分の凡例

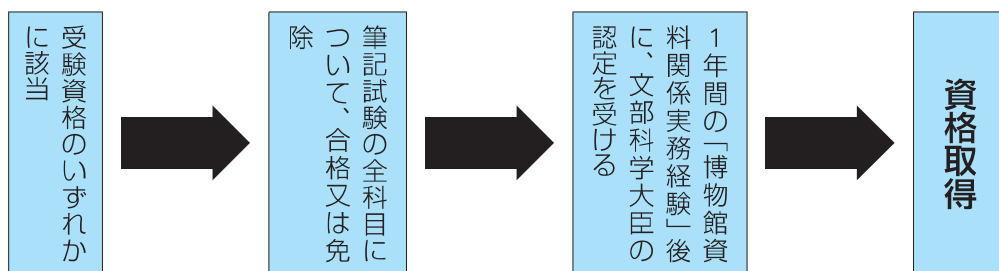
〔大 学〕 ☑ 心理と教育、☑ 人間と文化

〔注3〕 オンライン授業です。オンライン授業について、詳しくは、P.8 をご確認ください。

なお、改正前の 2011 年度までに修得した一部の科目の単位は、新科目の単位へ読み替えができます。読み替えについては、放送大学のウェブサイトをご覧ください。

③資格認定（試験認定）の場合〔注〕

資格認定（試験認定）によって資格を取得する場合の流れは、以下の図のとおりです。



主な受験資格は以下のとおりです。

資格認定（試験認定）の受験資格

○博物館法施行規則

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができる。

- 一 大学院に入学することができる者
- 二 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者で、二年以上博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務（以下「博物館資料関係実務」）を行つた経験を有するもの
- 三 大学に入学することのできる者であつて、四年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの
- 四 教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員の普通免許状を有し、二年以上教育職員の職にあつた者
- 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

〔注〕 試験科目の全部について合格点を得た者（試験科目免除者含む）は「筆記試験合格者」と位置付けられ、合格後1年間博物館資料関係実務に従事した後に、文部科学大臣に認定されることにより「試験認定合格者」となります。（博物館法施行規則第12条）

資格認定（試験認定）の試験科目の免除について

試験科目に相当する科目の単位を大学等で修得している場合、出願時に申請を行うことにより、当該科目の試験免除措置を受けることができます。放送大学でも、次ページに掲載されている対応科目の単位を修得することにより、資格認定（試験認定）の試験科目の免除申請を行うことができます。

試験免除の認定を受けるには、資格認定の出願期間中に、出願書類とともに、免除に必要な証明書を提出する必要があります。

試験科目の免除については文化庁が発行する「学芸員資格認定受験案内」でご確認ください。（6月頃に文化庁のウェブサイトで公開されます。）

※ 2012年3月31日までに、P.34の表「資格認定（試験認定）の試験科目」の旧試験科目の欄に掲げる科目の単位を修得している場合、当該科目に相当する新試験科目の欄に掲げる科目の単位を修得したとみなされますので、新科目に相当する試験科目については免除申請が可能です。

文部科学省令に定める科目	放送大学における対応科目
生涯学習概論	生涯学習を考える（'17）〔注〕 ☐
博物館概論	博物館概論（'23） ☐
博物館経営論	博物館経営論（'23） ☐
博物館資料論	博物館資料論（'25）〔注〕 ☐
博物館資料保存論	博物館資料保存論（'25） ☐
博物館展示論	博物館展示論（'25） ☐
博物館教育論	博物館教育論（'22） ☐
博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論（'25） ☐

科目区分の凡例

〔大 学〕 ☐ 心理と教育、☐ 人間と文化

〔注〕 オンライン授業です。オンライン授業について、詳しくは、P.8をご確認ください。

学芸員や学芸員資格認定（試験認定）等の詳細については、文化庁にお問い合わせください。

IV 社会福祉主事について

本学における対応状況：★★★

社会福祉主事は、「社会福祉法」に定められた任用資格です。任用資格とは、公務員が特定の業務に任用されるときに必要な資格です。福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格であり、社会福祉施設職員等の資格に準用されています。

社会福祉主事の資格の取得方法は次のとおりです。(①～④のいずれか)

- ① 大学、短期大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者
- ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ③ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- ④ 上記①～③に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

放送大学では、①の方法に対応した指定科目34科目のうち9科目に対応しています。なお、「3科目以上修めて卒業」する必要があるため、既に大学を卒業された方も、改めて放送大学の全科履修生として入学又は編入学し、指定科目3科目以上にわたって放送大学の対応科目の単位を修得した上で、卒業しなければなりません。指定科目を3科目修得しただけでは資格取得はできませんので、ご注意ください。

全科履修生等で学籍が途中で切れてしまった場合は、再入学から卒業までの間に指定科目3科目以上を修得して卒業する必要があります。再入学前に修得した科目は資格取得には利用できません。

放送大学における対応科目は次のとおりです。

厚生労働大臣の指定する 社会福祉に関する科目〔注1〕	放送大学における対応科目
社会福祉調査論	社会調査の基礎('19) ㊦
法学	一般市民のための法学入門('23) ㊦
民法	民法('22) ㊦
行政法	行政法('22) ㊦
心理学	心理学概論('24) ㊦
社会学	社会学概論('25) ㊦
公衆衛生学	公衆衛生('24) ㊦
リハビリテーション論	リハビリテーション('25) ㊦
看護学〔注2〕	基礎看護学('24) ㊦
	看護学概説('22) ㊦

科目区分の凡例
 〔大 学〕 ㊦ 生活と福祉
 ㊦ 心理と教育
 ㊦ 社会と産業

〔注1〕該当する指定科目は、大学を卒業した年度によって異なります。上表の指定科目は、2000年度以降に卒業した方が該当するものです。2000年度より前に卒業した方が該当する指定科目については、厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

〔注2〕「基礎看護学('24)」と「看護学概説('22)」は、両方とも修得する必要はありません。いずれか1科目を修得すれば、指定科目の「看護学」を修得したものとみなされます。2科目修得しても1科目にしかカウントされません。

V 社会教育主事について

本学における対応状況：★

社会教育主事は、「社会教育法」に定められた、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員です。社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担います。

社会教育主事の資格の取得方法は次のとおりです。(①～④のいずれか)

参考法令＜社会教育法第9条の4＞

- ① 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、社会教育主事の講習を修了すること
- イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)
- ② 教育職員の普通免許状を有し、かつ、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、社会教育主事の講習を修了すること
- ③ 大学に2年以上在学して62単位以上修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、前記①のイからハまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になること
- ④ 社会教育主事の講習を修了した者(上記①及び②に掲げる者を除く。)で、社会教育に関する専門的事項について前記①から③に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会から認定されること

放送大学では、①、②、④の方法に対応しており、社会教育主事講習を受講しようとする方が、本学における対応科目を履修した場合、講習実施機関の判断により、既修得単位として認定を受けることができます。放送大学の対応科目を利用する場合は、あらかじめ講習実施機関に認定の詳細をお問い合わせください。

社会教育主事講習実施機関につきましては、文部科学省のウェブサイト又は官報告示をご覧ください。

なお、社会教育主事講習等規程の改正により、2020年4月から講習科目が変更になりました。本改正に基づいた社会教育主事講習修了者又は社会教育主事養成課程修了者は「社会教育士」と称することができます。詳しくは文部科学省ウェブサイトをご参照ください。

放送大学における対応科目は次のとおりです。

参考法令＜社会教育主事講習等規程第3条＞

文部科学省令に定める科目及び単位数		放送大学における対応科目
生涯学習概論〔注1〕	2単位	生涯学習を考える('17)〔注2〕 

科目区分の凡例

〔大 学〕  心理と教育

〔注1〕2020年3月までに修得した講習科目の単位のうち、「生涯学習概論」に係る単位については、改正後の同名の講習科目の単位とみなされます。

〔注2〕オンライン授業です。オンライン授業について、詳しくは、P8をご確認ください。

※本学では、2022年度から社会教育主事講習（一部科目指定講習）を実施しています。主として社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を修得している方を対象としており、講習を修了し、所定の単位を修得した方は「社会教育士」と称することができます。詳細は本学ウェブサイトでご確認ください。なお、「**生涯学習支援の理論と実践('22)**」及び「**社会教育経営実践論('22)**」は、社会教育主事講習（一部科目指定講習）の対応科目ではありませんのでご注意ください。

《参考リンク》

- ・文部科学省ウェブサイト「社会教育主事・社会教育主事補について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/syuji/index.htm
- ・放送大学ウェブサイト「その他の資格（社会教育主事）」
<https://www.ouj.ac.jp/reasons-to-choose-us/qualification/others2/>
- ・放送大学ウェブサイト「社会教育主事講習（一部科目指定講習）」
<https://www.ouj.ac.jp/reasons-to-choose-us/qualification/others2/01/>

VI 司書教諭について

本学における対応状況：★★★

司書教諭は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に置かれる学校図書館の運営において、中心的役割を担う読書教育の専門家です。学校図書館司書教諭講習を受講し、所定の単位を修得し教員免許状と併せ持つことにより司書教諭になる資格を取得できます。(実際に司書教諭としての職務に就くためには、教諭であることが必要です。)

放送大学では、文部科学大臣からの委嘱を受けて、「学校図書館司書教諭講習」を実施しています。授業は夏期学習期間に実施されます。講習修了には、下記の5科目を履修し、単位を修得する必要があります。

「学校図書館司書教諭講習」の受講資格は次のとおりです。(①、②のいずれか)

- ① 教育職員免許法に定める小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校教諭の免許状を有する者
- ② 大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者

放送大学における対応科目は次のとおりです。

参考法令<学校図書館司書教諭講習規則第3条>

文部科学省令に定める科目	放送大学における対応科目
学校経営と学校図書館	学校経営と学校図書館('23)〔注1〕
学校図書館メディアの構成	学校図書館メディアの構成('22)〔注1〕
学習指導と学校図書館	学習指導と学校図書館('22)
読書と豊かな人間性	読書と豊かな人間性('20)
情報メディアの活用	情報メディアの活用('22)

〔注1〕放送授業ですが、テレビによる放送は行わず、インターネット配信限定で視聴する科目です。そのため、受講には、インターネットなどの受講環境が必要です。受講環境についての詳細は、本学ウェブサイトをご確認ください。

「学校図書館司書教諭講習」の出願・科目登録期間等は通常の科目と異なります。例年4月に学習センター等で配布する「学校図書館司書教諭講習実施要項」を入手いただくか、放送大学のウェブサイトよりお申し込みください。

※学校図書館司書教諭講習の実施については、毎年度文部科学省に申請することになっており、放送大学では毎年申請予定です。

学校図書館司書教諭講習の おおまかなスケジュール(2025年度の例)

2025年 4月	実施要項配布開始
5月初旬～下旬	出願・科目登録期間
6月中旬	合格通知・科目登録決定通知・払込取扱票の送付
6月中旬～下旬	学費の納入
7月下旬～8月上旬	放送授業
8月中旬	通信指導答案提出期限
9月下旬	通信指導添削結果の送付
10月上旬	単位認定試験課題提出期限
11月下旬～12月上旬	成績通知の送付〔注2〕
2026年 3月下旬	修了証書の送付

〔注2〕

学校図書館司書教諭講習規程上の全ての科目の単位を修得し、司書教諭講習を修了された方については、放送大学から文部科学省に修了証書交付の手続きを行います。修了された方は、成績通知を受領したあと、特に必要な手続きはありません。

なお、他大学等で修得した科目がある方は、出願時に出願票に修得した科目等を記載し、既修得単位の単位修得証明書を提出された場合に限り、修了証書交付の手続きをいたします。

※上記の日程は予定であり、変更が生じることがあります。

詳細は、「2025年度 学校図書館司書教諭講習実施要項」(2025年4月に配布開始)でご確認ください。

※「司書教諭」と「学校司書」及び「司書」に関する制度上の比較については、文部科学省ウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/sisyo/1360933.htm

なお、「司書」「学校司書」における放送大学の対応については、P.47のQ21～Q22をご参照ください。

VII 認定心理士について

本学における対応状況：★★★

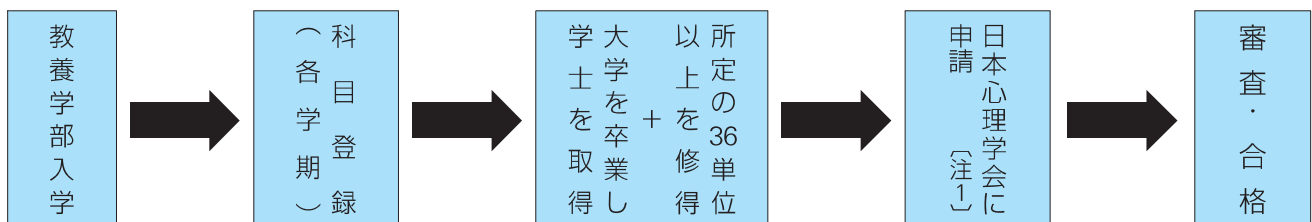
認定心理士は、心理学に関する標準的基礎知識と基礎技術を修得していることを公益社団法人日本心理学会が認定する資格です。

認定心理士の資格を取得するためには、次の2つの条件を満たすことが必要です。

- ① 大学(大学院)を卒業(修了)し、学士(修士)の学位を取得していること
- ② 大学(大学院)で所定の36単位以上を修得していること

放送大学では、①、②いずれの条件も満たすことができます。また、学士(修士)を既にお持ちの方は、②の条件を満たせば申請できます。

放送大学入学から認定心理士申請までの流れ



〔注1〕 資格申請は、電子申請か郵送での申請の2通りあります。

1. 電子申請
日本心理学会のウェブサイトから直接申請してください。
2. 郵送での申請
様式3「心理学関係科目修得単位表」の証明者氏名欄がなくなったため、放送大学へ証明を依頼する必要がなくなりました。
郵送で申請する場合も、日本心理学会へ直接申請してください。

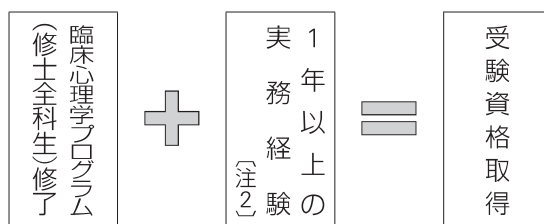
放送大学を利用した資格取得の詳細については、「認定心理士資格取得の手引き」をご参照ください。

「認定心理士資格取得の手引き」は放送大学のウェブサイトでご覧いただけますが、各学習センターでも配布しております。

また、資格取得にあたり、必ず日本心理学会のウェブサイト及び日本心理学会が発行する「認定心理士資格申請の手引き」をご確認ください。

～参考～ 臨床心理士について

臨床心理士は、臨床心理学の知識や技術を用いて心理的な問題を扱う専門家であり、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が資格認定しています。放送大学大学院は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第2種指定大学院となっており、**修士全科学(臨床心理学プログラム)を修了した上で、1年以上の心理臨床実務経験を経ると、臨床心理士資格審査の受験資格が得られます。**



〔注2〕 修了後1年以上の心理臨床実務経験とは、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認めるものです。

臨床心理士の資格の詳細については、本学のウェブサイト及び公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会のウェブサイト等でご確認ください。

VIII 国家試験の受験資格

本学における対応
 (1) 公認心理師：各ルートによって異なります
 (2) その他の国家資格：★★★

(1) 公認心理師について

公認心理師は2015年に成立した「公認心理師法」に基づく、心理職の国家資格です。放送大学では、2019年度第1学期から公認心理師対応カリキュラムを学部段階で開設しています。法施行日(2017年9月15日)以降(放送大学の場合2017年度第2学期以降)に全科履修生として入学した方と、法施行日前日まで(放送大学の場合2017年度第1学期まで)に全科履修生として入学されている方とは受験資格を得る方法が異なります。

なお、公認心理師の受験資格は本学学部の公認心理師対応カリキュラムの学修のみでは満たすことができません。公認心理師の受験資格を満たすためには、本学学部の公認心理師対応カリキュラム修了後、公認心理師対応カリキュラムを有する大学院での学修等が必要です。詳しくは、本学公認心理師ウェブサイトをご参照ください。

〔注〕 放送大学では大学院段階カリキュラムには対応しておりません。

放送大学公認心理師ウェブサイト

<https://www.ouj.ac.jp/reasons-to-choose-us/qualification/psychologist3/>

(2) その他の国家試験の受験資格について

他の大学と同様に、放送大学で所定の単位を修得することにより、国家試験等の受験資格を取得できるものとして、次の資格があります。なお、各試験の詳細につきましては、それぞれの実施主体までお問い合わせください。

受験資格を取得できる国家試験	放送大学を利用した主な受験資格
税理士試験〔注1〕〔注2〕	① 大学、短大又は高等専門学校を卒業した者で、社会科学に属する科目を1科目以上履修した者 ② 大学3年次以上で、社会科学に属する科目を1科目以上含む62単位以上を取得した者 ※放送大学での旧カリキュラム(2008年度まで)においては、別の要件が該当する場合がありますので、国税庁までお問い合わせください。
社会保険労務士試験〔注3〕	① 学校教育法による大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学若しくは高等専門学校(5年制)を卒業した者又は専門職大学の前期課程を修了した者 ② 上記の大学(短期大学を除く)において62単位以上の卒業要件単位を修得した者
保育士試験〔注3〕	学校教育法による大学を卒業又は2年以上在学して62単位以上修得した者
甲種危険物取扱者試験〔注4〕	① 大学等において化学に関する学科等を修めて卒業した者 ② 大学等において「化学に関する授業科目」を15単位以上修得した者 ③ 乙種危険物取扱者免状を有する者

※その他の受験資格については、試験実施団体へお問い合わせください。

〔注1〕「社会科学に属する科目を1科目以上」の具体的な科目については、国税庁が申請者一人一人に対し個別審査を行っており、大学ごとに科目の一括審査を行っていないため、放送大学では具体的な科目名を提示できません。放送大学で履修予定の科目の講義内容(シラバス)をご用意いただき、あらかじめ各国税局担当課へご照会の上、出願・科目登録していただきますようお願いいたします。(シラバスの入手方法については、P.5を参照)なお、国税庁が示した科目名と完全一致する放送大学の科目については、照会の必要がありません。放送大学のウェブサイトでご確認ください。

〔注2〕放送大学では、全科履修生として単位を修得する必要があります。ただし、「卒業要件に含まれない科目」は卒業単位として含めることができます。(本学では、学校図書館司書教諭講習科目が該当)なお、既に他の大学を卒業、又は3年次以上に在学し62単位以上を修得している場合には、放送大学に選科履修生・科目履修生として入学しても構いません。

〔注3〕放送大学では、全科履修生として単位を修得する必要があります。ただし、「卒業要件に含まれない科目」は卒業単位として含めることができます。(本学では、学校図書館司書教諭講習科目が該当)

〔注4〕科目名の一部に「化学」の字句が含まれる授業科目は「化学に関する授業科目」と判断されます。その他、詳細は一般財団法人消防試験研究センターウェブサイトをご覧ください。

IX FAQ (よくあるご質問)

(1) 放送大学の学習システムについて 詳細は大学案内・募集要項をご覧ください。

Q 1 全科履修生、選科履修生、科目履修生の、どの学生種で入学すればよいですか。

A 1 目指す資格により異なります。大学卒業が必要な場合には、全科履修生として入学する必要があります。ただし、既に他の大学を卒業している場合には、選科履修生や科目履修生として入学し、必要な科目のみを履修しても構わない資格もあります。資格により異なりますので、各資格の取得のための要件をよくご確認ください。

Q 2 通信指導や単位認定試験に合格できなかった場合、再試験は受けられますか。

A 2 新規に科目登録した放送授業は、登録した学期に単位修得できなかった場合、次の学期に学籍がある場合に限り(休学中の場合を除く)、科目登録を行わなくても再試験が受験できます。(再試験に係る授業料等はかかりません。)

科目履修生は1学期間だけで学籍がなくなりますので、再試験の受験を希望する場合は再入学する必要があります。選科履修生は1学期目に登録した科目は2学期目に再試験が受験できますので、科目履修生、選科履修生のどちらの学生種で入学するか迷われる場合は、選科履修生としてご入学されることをお勧めしています。オンライン授業については、P.8をご確認ください。

Q 3 入学料の割引制度はありますか。

A 3 学校・企業等から20名以上の集団入学をされた場合、又は公立学校共済・私学共済・国家公務員共済を通じて出願された場合は、入学料が半額になります。(公立学校・私学・国家公務員共済組合員の方は、専用の募集要項がありますので、加入している共済組合にお問い合わせください。)

(2) 各種証明書の発行について

Q 4 証明書の請求方法を教えてください。

A 4 学習センターで証明書を発行します(大学本部では発行しません)。下記のとおりご請求ください。なお、詳細は「学生生活の栞」又は放送大学ウェブサイトをご参照ください。

○ 「成績・単位修得証明書」、「卒業証明書」等

学習センターで発行します(所属の学習センター以外でも可)。下記の3点を同封のうえ、学習センターに郵送してください。また、学習センターの窓口で直接請求することもできます(即時発行可)。

○ 教員免許状申請用の「学力に関する証明書」、各種資格に関する証明書等

所属の学習センターで発行します。下記の3点を同封のうえ、学習センターに郵送してください。また、所属の学習センターの窓口で直接請求することもできます。なお、「学力に関する証明書」等は、発行まで2週間程度かかります。

【申請に必要なもの】

①諸証明書交付願(Q5参照)

②手数料(1通につき200円、郵便定額小為替又は現金書留)

③返信用封筒(返信用封筒の種類や貼付する切手料金などの発行についてのご相談等は、発行を希望する学習センターまでお問い合わせください。)

Q 5 証明書の交付願はどこで入手できますか。

A 5 「諸証明書交付願」の様式は、「学生生活の栞」の巻末に掲載されていますので、大学の単位の証明には教養学部、大学院の単位の証明には大学院のものをご用意ください。証明書の種類に対応する様式をお使いください。また、放送大学ウェブサイトにも「諸証明書交付願」のPDF版を掲載しています。(放送大学ウェブサイト→「卒業生」→「証明書発行」)

(3) 教員免許状について

Q 6 教員免許状を取得する方法について、「免許法第5条」申請と「免許法第6条」申請の違いはなんですか。

A 6 「免許法第5条」申請は教育職員免許法別表第1、第2及び第2の2により免許状を取得する方法で、教職課程を有する大学等で取得した基礎資格(学位等)及び修得した単位により免許状を取得します。一方、「免許法第6条」申請は教育職員免許法別表第3から第8及びその他附則等により、各都道府県が実施する教育職員検定に合格して免許状を取得する方法です。教育職員検定は、申請先の都道府県教育委員会によって単位の認定について判断が異なります。また、別表第4による免許状取得の場合を除き、修得単位及び在職年数は基礎資格取得後のものののみが有効となります。教員免許状を取得しようとする際は、まずはどちらの方法で取得を目指すかご検討ください。

なお、放送大学は、教職課程の認定を受けておりません。

Q 7 放送大学で教員免許状を取得することはできますか。

A 7 放送大学には教職課程がないため、新たに教員免許状を取得することはできません。ただし、現職教員の方などが、上位、他教科、隣接校種又は特別支援学校等の教員免許状を取得するため、都道府県教育委員会が実施する「教育職員検定」に申請する際に、必要となる単位の一部を修得することができます。一種、二種免許状については大学の単位を、専修免許状については大学院の単位を修得することが必要です。

Q 8 本冊子に記載されている科目は、いずれも教育職員検定において利用できるものですか。

A 8 本冊子記載の科目は、2012年度より、免許法認定通信教育として、文部科学省の認定を受けております。教育職員検定の申請に利用することが可能ですが、授与権者である都道府県教育委員会によっては利用の可否についての判断が異なる場合があります。必ず事前に申請先の都道府県教育委員会へ確認してください。なお、2011年度以前に修得した単位につきましては、免許法認定通信教育の認定を受けていませんが、都道府県教育委員会の判断により利用することができます。(P6参照)

Q 9 放送大学の教員免許状に関する科目は「一般的包括的な内容」を含んでいますか？

A 9 「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであること、とされています。教職課程のある大学では、「一般的包括的な内容」を含む科目であるかどうか、文部科学省が認定していますが、「教育職員検定」による方法で教員免許状を取得する場合は、都道府県教育委員会で判断されることとなっています。(本学で発行する「学力に関する証明書」には、『一般的包括的な内容を含む』とは記載されておりません。) 放送大学で履修予定の科目が「一般的包括的な内容」を含む科目であるかどうかの判断が必要な場合は、申請先の都道府県教育委員会に講義内容(シラバス)を提示して、判断を仰いでください。(シラバスの入手方法については、P5参照)

Q 10 「最低在職年数」に非常勤講師の経験年数を含めることはできますか？

A 10 最低在職年数等、「教育職員検定」の詳細については放送大学で判断することはできませんので、各都道府県教育委員会にご確認ください。なお、基礎となる資格を得た後であれば、最低在職年数の条件を満たす前に放送大学で必要単位を修得しておくことは可能です。

Q 11 「教科及び教職に関する科目」等について、修得単位の内訳は決まっていますか。(各科目区分から何単位ずつ修得しなければなりませんか。)

A 11 修得単位の内訳(例:中学校国語の「教科に関する専門的事項に関する科目」の場合、「国語学」、「国文学」、「漢文学」及び「書道」から何単位ずつ修得しなければならないか)については、申請先の都道府県教育委員会でご確認ください。放送大学で対応していない科目については、他大学等で履修する必要があります。

Q 12 保健師の免許を持っていますが、養護教諭の免許状は取得できるのでしょうか？

A 12 教育職員免許法別表第2の規定により、保健師免許を基礎資格として養護教諭二種免許状を取得することができますが、この規定を適用する場合、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」)について、各科目2単位以上修得していることを各都道府県教育委員会において確認することになっています。法令等について、詳細は、各都道府県教育委員会へお問い合わせください。(P15、46参照)

Q 13 以前放送大学で養護学校教諭に関する科目を一部修得しましたが、特別支援学校教諭免許状の取得に利用できますか。

A 13 利用できます。なお、閉講科目のうち、「特別支援教育に関する科目」に対応する科目は、以下の表のとおりです。

免許法令に定める科目			放送大学における 対 応 科 目	中心となる領域	含む領域
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		障害児教育論（'02） 発達障害教育論（'06）〔注3〕 特別支援教育基礎論（'07） 特別支援教育基礎論（'11） 特別支援教育基礎論（'15） 特別支援教育基礎論（'20）		
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目〔注1〕	発達障害児の心と行動（'02） 発達障害児の心と行動（'06）	知的障害者	肢体不自由者
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目〔注1〕	障害児教育指導法（'02）	知的障害者	
			発達障害の教育支援法（'06）	知的障害者	視覚障害者 聴覚障害者 肢体不自由者
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害教育総論（'10） 知的障害教育総論（'15） 知的障害教育総論（'20）	知的障害者	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由児の教育（'10）	肢体不自由者	知的障害者 病弱者
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由児の教育（'14）	肢体不自由者	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
第3欄 〔注2〕	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	特別支援教育総論（'07） 特別支援教育総論（'11） 特別支援教育総論（'15） 特別支援教育総論（'19）	重複・発達領域	視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者

※学校教育法の改正に伴い、2007年4月に盲学校、聾学校、養護学校を1本化した特別支援学校が創設されました。

〔注1〕第2欄「特別支援教育領域に関する科目」は、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」から1科目、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」から1科目の計2科目修得することにより、「知的障害者領域」の免許状が取得できます。

〔注2〕2006年度以前は第3欄は存在していなかったため、「特別支援教育総論（'07）」より古い対応科目はありません。

〔注3〕「発達障害教育論（'06）」は2006年度に閉講しました。2007年度第1学期に再試験によりこの科目の単位を修得した方は、第1欄の単位として利用することはできず、第2欄の単位として認定されますのでご注意ください。

Q 14 現在、教職課程の認定を受けた他の大学で教員免許状の取得を目指して学習しています。

その大学で一部履修できなかった科目があるのですが、放送大学で履修することはできますか。

履修したい科目は、①「教科及び教職に関する科目」、②教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目です。

A 14 新たに免許状を取得する場合には、教職課程の認定を受けた大学で単位を修得しなくてはなりませんが、放送大学は教職課程の認定を受けていないため、原則的には利用ができません。

①放送大学で開講している「教科及び教職に関する科目」のうち、「教科に関する専門的事項に関する科目」については、在学中の大学が適当であると認めた場合に限り、利用できることとされていますが、詳しくは在学中の大学にシラバスを提示するなどして、ご相談ください。なお、「教科に関する専門的事項に関する科目」以外の「教科及び教職に関する科目」を放送大学で履修することはできません。教職課程のある大学で履修してください。

②放送大学をご利用いただけます。なお、他の大学に在学中の場合は、念のため在学する大学に放送大学の利用について事前にご相談ください。

(参考)「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の対応科目

文部科学省令に定める科目	放送大学における対応科目（一種・二種・専修免許状取得に利用できる科目）		
日本国憲法	グローバル化時代の日本国憲法（'19）	㊦	
体育	運動と健康（'22）	㊦	体育実技〔注1〕〔注2〕
外国語コミュニケーション	英語で読む大統領演説（'20）	㊦	フランス語Ⅰ（'24）
	英語で「道」を語る（'21）	㊦	フランス語Ⅱ（'24）
	シン・ビートルズ de 英文法（'25）	㊦	中国語Ⅰ（'23）
	ドイツ語Ⅰ（'23）	㊦	中国語Ⅱ（'23）
	ドイツ語Ⅱ（'23）	㊦	初歩のロシア語（'22）
	韓国語Ⅰ（'25）	㊦	初歩のスペイン語（'25）
	韓国語Ⅱ（'25）	㊦	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	遠隔学習のためのパソコン活用（'25）	㊦	

科目区分の凡例

〔大 学〕 ㊦ 基礎科目、㊦ 外国語科目、㊦ 保健体育科目、㊦ 社会と産業

教員免許状の取得には、「1区分1科目2単位」合計8単位の修得が必要です。

詳細は、都道府県教育委員会でご確認ください。

(参考) 教育職員免許法施行規則第66条の6

免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目二単位又は情報機器の操作二単位とする。

〔注1〕放送大学では、「体育実技」は全科履修生の選択科目となっております。各地で社会体育事業等として行われている各種の体育・スポーツ教室などに参加することにより、単位を認定します。選科履修生及び科目履修生が履修できませんのでご注意ください。なお、放送大学の「体育実技」は1単位です。（その他の放送授業は、1科目2単位です。）

〔注2〕「体育実技」は認定通信教育の認定科目ではありませんので、ご注意ください。

(4) 学芸員の資格について

Q 15 学芸員資格について、P35の①②「大学において、博物館に関する科目の単位を修得する場合」の方法で、2011年度以前の旧科目の単位を修得していますが、新科目を改めて履修する必要がありますか。

A 15 一部の旧科目の単位を修得している場合、新科目の単位を修得しているとみなされ、読み替えられる場合があります。読み替えの詳細については、放送大学ウェブサイトをご確認ください。

なお、規則改正以前に、既に資格取得要件を満たしている場合は、2012年度以降も継続して資格が有効とみなされますので、改めて修得が必要な単位はありません。

Q 16 博物館で、大学の依頼があれば「博物館実習」を受け入れてくれるそうですが、依頼状を発行してもらえますか。

A 16 放送大学では「博物館実習」を開講していないため、依頼状を発行することができません。

「博物館実習」は大学の授業として実施され、単位が認定される必要があるため、「博物館実習」の授業を開講している大学をご自身で探し受講する必要があります。

Q 17 博物館実習をしている大学の探し方を教えて欲しい。

A 17 文化庁のウェブサイト「学芸員養成課程を設置している大学の一覧」が掲載されていますので、その中からお住まいに近い大学などを探していただき、「博物館実習」を科目等履修生で受講可能かを個別に問い合わせてください。また、自大学の卒業生に限り受け入れている大学もあります。

Q 18 放送大学で、博物館実習を受講できる大学を紹介して欲しい。

A 18 放送大学では、「博物館実習」を科目等履修生などで受講ができる大学のうち、本学学生に案内してもよいとの確認が取れた大学をウェブサイトで紹介しています。（TOP＞選ばれる理由＞資格取得とキャリアアップ＞放送大学で目指せる学位や資格＞学芸員＞博物館実習について＞『よくあるご質問 Q3』）

Q 19 学芸員資格について、P36の③「資格認定（試験認定）の場合」の方法で、2011年度以前の試験で一部科目に合格（免除）済ですが、2012年度以降の試験で改めて新科目を受験する必要がありますか。

A 19 2011年度以前の資格認定（試験認定）において、一部の科目に合格（免除）済である場合には、新科目に合格（免除）済であるとみなされる場合があります。詳細については、放送大学ウェブサイト又は文化庁のウェブサイトをご覧ください。

Q 20 短期大学士を取得済みです。学芸員補の資格はどのようにすれば取得できますか。

A 20 放送大学において、文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得し、他大学で博物館実習の単位を修得してください。放送大学で博物館に関する科目を修得する場合、学生種を問いません。詳細は文化庁にお問い合わせください。

(5) その他の資格について

Q 21 放送大学で司書の資格は取得できますか。

A 21 放送大学だけでは司書の資格を取得することはできません。対応する科目は下記の1科目です。不足単位は他大学で修得する必要があります。また、他大学で司書講習を受講する場合には、当該大学が認めれば、講習科目の一部が免除されます。

- ※ 1 放送大学では司書講習を開講しておりません。
- ※ 2 2012年4月より改正「図書館法施行規則」が施行され、資格取得に必要な科目・単位数が変更になっていますので、ご注意ください。
- ※ 3 「司書教諭」と「学校司書」及び「司書」に関する制度上の比較については、文部科学省ウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/sisyo/1360933.htm

文部科学省令に定める科目及び単位数		放送大学における対応科目
甲群) 生涯学習概論	2単位	生涯学習を考える('17)〔注〕

〔注〕オンライン授業です。オンライン授業について、詳しくは、P.8をご確認ください。

Q 22 放送大学で学校司書の資格は取得できますか。(放送大学で「学校司書のモデルカリキュラム」に定める科目の単位を修得できますか。)

A 22 放送大学では、文部科学省の「学校司書のモデルカリキュラム」(以下、これを「モデルカリキュラム」といいます。)に定める10科目のうち4科目の単位を修得することができます。放送大学で対応していない6科目の単位は他大学で修得する必要があります。

文部科学省「学校司書のモデルカリキュラム」に定める科目及び単位数			放送大学における対応科目
学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目	学校図書館概論	2単位	学校経営と学校図書館('23)〔注1〕〔注2〕
	図書館情報技術論	2単位	
	図書館情報資源概論	2単位	
	情報資源組織論	2単位	
	情報資源組織演習	2単位	
	学校図書館サービス論	2単位	学校図書館サービス論('21)〔注2〕
	学校図書館情報サービス論	2単位	
児童生徒に対する教育支援に関する科目	学校教育概論〔注3〕	2単位	
	学習指導と学校図書館	2単位	学習指導と学校図書館('22)〔注1〕
	読書と豊かな人間性	2単位	読書と豊かな人間性('20)〔注1〕

〔注1〕司書教諭の対応科目ですが、モデルカリキュラムに利用できます。授業は夏季学習期間に実施されるため、出願・科目登録期間等が通常の科目と異なります。詳しくはP.40をご参照ください。なお、既に閉講した下記科目の単位もモデルカリキュラムに利用できます。

①学校図書館概論……「学校経営と学校図書館」('17)、「(13)」、「(09)」、「(04)」、「(00)」

②学習指導と学校図書館……「学習指導と学校図書館」('16)、「(10)」、「(05)」、「(00)」

③読書と豊かな人間性……「読書と豊かな人間性」('15)、「(09)」、「(04)」、「(00)」

〔注2〕放送授業ですが、テレビによる放送は行わず、インターネット配信限定で視聴する科目です。そのため、受講には、インターネットなどの受講環境が必要です。受講環境についての詳細は、本学ウェブサイトをご確認ください。

〔注3〕「学校教育概論」については、教職課程の一部科目の単位をこれに読み替えることができます。しかし、放送大学に教職課程はありませんので、教職課程の認定を受けた他大学で単位を修得する必要があります。なお、教員免許状のうち普通免許状を有する者は、学校教育概論を既に履修したものとみなされます。

文部科学省「学校司書のモデルカリキュラム」について

2014年の学校図書館法一部改正(2015年施行)により、学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員である「学校司書」を置くよう努めるものとされました。その後、文部科学省において学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討した結果、学校司書の資格化は困難とする一方、学校司書の養成の在り方については、現行の司書や司書教諭の養成と同様に大学等において担うことが適切であると、学校司書の養成に関して、大学等のモデルカリキュラムとして望ましい科目や単位数等を示すこととしました。そして、2016年に学校司書の職務から求められる専門的な知識・技能を習得できる科目から構成される「学校司書のモデルカリキュラム」が定められました。モデルカリキュラムは、学校司書の採用に際し、学校側で活用することが想定されています。

- ※ モデルカリキュラムについて、詳しくは文部科学省ウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380587.htm

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410290.htm

- ※ 「司書教諭」と「学校司書」及び「司書」に関する制度上の比較については、文部科学省ウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/sisyo/1360933.htm

Q 23 放送大学で介護教員講習会に対応する科目の履修はできますか。

A 23 放送大学では介護教員講習会の「基礎分野」「専門基礎分野」の一部内容に対応する科目を履修することができます。放送大学で対応科目の単位を修得した場合、介護教員講習会の実施主体(専門学校等)の判断により、講習会の一部の内容について履修認定を受けることができます。ただし介護教員講習会については、平成21(2009)年度に制度改正され、講習会の実施主体が全ての内容を一貫して開設するのが原則とされており、大学等で修得した科目の履修認定の制度はありますが、放送大学やその他の大学で修得した科目について必ず履修認定が受けられるとは限りません。対応科目の履修に当たっては、講習会の実施主体に履修認定が可能かどうかを確認の上で、履修登録をしてください。介護教員講習会の教育内容に相当する放送大学授業科目は、本学ウェブサイトでご確認ください。

<https://www.ouj.ac.jp/reasons-to-choose-us/qualification/others3/>

X 都道府県教育委員会一覧

機 関 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
北海道教育委員会	〒060-8544	北海道札幌市中央区北3条西7丁目	011-231-4111
青森県教育委員会	〒030-8540	青森県青森市長島1-1-1	017-722-1111
岩手県教育委員会	〒020-8570	岩手県盛岡市内丸10-1	019-651-3111
宮城県教育委員会	〒980-8423	宮城県仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3611
秋田県教育委員会	〒010-8580	秋田県秋田市山王3-1-1	018-860-5111
山形県教育委員会	〒990-8570	山形県山形市松波2-8-1	023-630-2906
福島県教育委員会	〒960-8670	福島県福島市杉妻町2-16	024-521-1111
茨城県教育委員会	〒310-8588	茨城県水戸市笠原町978-6	029-301-1111
栃木県教育委員会	〒320-8501	栃木県宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2323
群馬県教育委員会	〒371-8570	群馬県前橋市大手町1-1-1	027-223-1111
埼玉県教育委員会	〒330-9301	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-824-2111
千葉県教育委員会	〒260-8662	千葉県千葉市中央区市場町1-1	043-223-4002
東京都教育委員会	〒163-8001	東京都新宿区西新宿2-8-1	03-5321-1111
神奈川県教育委員会	〒231-8588	神奈川県横浜市中区日本大通1	045-210-1111
新潟県教育委員会	〒950-8570	新潟県新潟市中央区新光町4-1	025-285-5511
富山県教育委員会	〒930-8501	富山県富山市新総曲輪1-7	076-431-4111
石川県教育委員会	〒920-8580	石川県金沢市鞍月1-1	076-225-1111
福井県教育委員会	〒910-8580	福井県福井市大手3-17-1	0776-21-1111
山梨県教育委員会	〒400-8501	山梨県甲府市丸の内1-6-1	055-237-1111
長野県教育委員会	〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692-2	026-232-0111
岐阜県教育委員会	〒500-8570	岐阜県岐阜市数田南2-1-1	058-272-1111
静岡県教育委員会	〒420-8601	静岡県静岡市葵区追手町9-6	054-221-2758
愛知県教育委員会	〒460-8534	愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2	052-961-2111
三重県教育委員会	〒514-8570	三重県津市広明町13	059-224-3173
滋賀県教育委員会	〒520-8577	滋賀県大津市京町4-1-1	077-528-4511
京都府教育委員会	〒602-8570	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-451-8111
大阪府教育委員会	〒540-8571	大阪府大阪市中央区大手前2丁目	06-6941-0351
兵庫県教育委員会	〒650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711
奈良県教育委員会	〒630-8502	奈良県奈良市登大路町30番地	0742-22-1101
和歌山県教育委員会	〒640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	073-432-4111
鳥取県教育委員会	〒680-8570	鳥取県鳥取市東町1-271	0857-26-7111
島根県教育委員会	〒690-8502	島根県松江市殿町1	0852-22-5403
岡山県教育委員会	〒700-8570	岡山県岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7568
広島県教育委員会	〒730-8514	広島県広島市中区基町9-42	082-228-2111
山口県教育委員会	〒753-8501	山口県山口市滝町1-1	083-922-3111
徳島県教育委員会	〒770-8570	徳島県徳島市万代町1-1	088-621-3115
香川県教育委員会	〒760-8582	香川県高松市天神前6-1	087-832-3732
愛媛県教育委員会	〒790-8570	愛媛県松山市一番町4-4-2	089-941-2111
高知県教育委員会	〒780-0850	高知県高知市丸の内1-7-52	088-821-4902
福岡県教育委員会	〒812-8575	福岡県福岡市博多区東公園7-7	092-651-1111
佐賀県教育委員会	〒840-8570	佐賀県佐賀市城内1-1-59	0952-24-2111
長崎県教育委員会	〒850-8570	長崎県長崎市尾上町3-1	095-824-1111
熊本県教育委員会	〒862-8609	熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1	096-383-1111
大分県教育委員会	〒870-8503	大分県大分市府内町3-10-1	097-536-1111
宮崎県教育委員会	〒880-8502	宮崎県宮崎市橘通東1-9-10	0985-26-7233
鹿児島県教育委員会	〒890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
沖縄県教育委員会	〒900-8571	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	098-866-2705

2025年度 教員免許状及び各種資格について



放送大学 学務部 連携教育課 資格取得支援係

〒261-8586 千葉県美浜区若葉2-11

電話番号 043-276-5111 (代表)

平日：9時15分～17時30分／土曜：9時15分～13時、14時～17時30分

※日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

※音声ガイダンスに従って番号を選択してください。学生サポートセンターにつながります。

放送大学・放送大学大学院の学生の方は①を、入学前の方は②を選んでください。

E-mail: r-shikaku@ouj.ac.jp

放送大学ウェブサイトでも資格についての情報を提供しています。 <https://www.ouj.ac.jp/>
トップページ「選ばれる理由」→「資格取得とキャリアアップ」をご覧ください。